

## 杉並区旅客運賃等協議会設置要綱

令和 6 年 1 月 17 日  
杉並第 5 4 7 0 7 号

(設置)

第 1 条 道路運送法(昭和26年法律第183号)第 9 条の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃及び料金(以下「運賃等」という。)の協議を行うため、杉並区旅客運賃等協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 運賃等の種類、額及び適用方法に関する事。
- (2) 運賃等を適用する路線又は営業区域(以下「路線等」という。)に関する事。
- (3) 運賃等を適用する期間又は区間その他の条件を付す場合における条件に関する事。

(構成)

第 3 条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 路線等を管轄する地方運輸局長
- (3) 区長が関係住民の意見を代表する者として指名する者
- (4) 都市整備部長
- (5) 都市整備部交通施策担当課長
- (6) その他都市整備部長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、都市整備部長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(証明書の発行)

第 6 条 協議会は、第 2 条に掲げる事項について協議が調ったときは、当該協議が調った旨の証明書(第 1 号様式)を発行する。

(会議の公開)

第 7 条 協議会は、公開とする。ただし、協議会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、都市整備部管理課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り決定する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 17 日から施行する。

様式 略

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

年 月 日に開催した杉並区旅客運賃等協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- ・ 協議が調っている運賃等の種類、額及び適用方法
- ・ 運賃を適用する路線又は営業区域
- ・ 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
- ・ 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

年 月 日

杉並区旅客運賃等協議会